世田谷区旅館業法施行条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
○世田谷区旅館業法施行条例 平成24年３月６日条例第20号 改正 平成30年５月22日条例第46号 令和３年９月30日条例第50号 令和５年９月29日条例第56号 令和９年●月●日条例第●号	○世田谷区旅館業法施行条例 平成24年３月６日条例第20号 改正 平成30年５月22日条例第46号 令和３年９月30日条例第50号 令和５年９月29日条例第56号
世田谷区旅館業法施行条例	世田谷区旅館業法施行条例
（趣旨） 第１条　この条例は、旅館業法（昭和23年法律第138号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。	（趣旨） 第１条　この条例は、旅館業法（昭和23年法律第138号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。
（社会教育施設等） 第２条　法第３条第３項第３号の条例で定める施設は、次のとおりとする。 （１）　学校教育法（昭和22年法律第26号）第134条第１項の各種学校で、その教育課程が同法第１条の学校（大学を除く。）の教育課程に相当するもの （２）　図書館法（昭和25年法律第118号）第２条第１項に規定する図書館 （３）　前２号に掲げるもののほか、主に児童の利用に供する施設又は多数の児童の利用に供される施設で、規則で定めるもの。	（社会教育施設等） 第２条　法第３条第３項第３号の条例で定める施設は、次のとおりとする。 （１）　学校教育法（昭和22年法律第26号）第134条第１項の各種学校で、その教育課程が同法第１条の学校（大学を除く。）の教育課程に相当するもの （２）　図書館法（昭和25年法律第118号）第２条第１項に規定する図書館 （３）　前２号に掲げるもののほか、主に児童の利用に供する施設又は多数の児童の利用に供される施設で、規則で定めるもの。
（意見聴取） 第３条　法第３条第４項の条例で定める者は、次の各号に掲げる施設について、当該各号に定める者とする。 （１）　国が設置する施設　当該施設の長 （２）　地方公共団体が設置する施設　当該施設を所管する地方公共団体の長又は教育委員会	（意見聴取） 第３条　法第３条第４項の条例で定める者は、次の各号に掲げる施設について、当該各号に定める者とする。 （１）　国が設置する施設　当該施設の長 （２）　地方公共団体が設置する施設　当該施設を所管する地方公共団体の長又は教育委員会

改正後	改正前
（３）　国及び地方公共団体以外の者が設置する施設　当該施設を監督する行政庁。ただし、当該施設を監督する行政庁がないときは、区長	（３）　国及び地方公共団体以外の者が設置する施設　当該施設を監督する行政庁。ただし、当該施設を監督する行政庁がないときは、区長
（宿泊者の衛生に必要な措置等の基準）	（宿泊者の衛生に必要な措置等の基準）
第４条　法第４条第２項の規定により条例で定める措置の基準は、次のとおりとする。	第４条　法第４条第２項の規定により条例で定める措置の基準は、次のとおりとする。
（１）　旅館業の施設については、次に掲げる換気措置を講じること。	（１）　旅館業の施設については、次に掲げる換気措置を講じること。
ア　換気のために設けられた開口部は、常に開放しておくこと。	ア　換気のために設けられた開口部は、常に開放しておくこと。
イ　機械換気設備を有する場合は、十分な運転を行うこと。	イ　機械換気設備を有する場合は、十分な運転を行うこと。
（２）　旅館業の施設の照明設備は、定期的に照度を測定すること等により保守点検を適切に行い、照度不足、故障等が生じた場合は、速やかに取り替え、又は補修するとともに、定期的に清掃し、常に清潔に保つこと。	（２）　旅館業の施設の照明設備は、定期的に照度を測定すること等により保守点検を適切に行い、照度不足、故障等が生じた場合は、速やかに取り替え、又は補修するとともに、定期的に清掃し、常に清潔に保つこと。
（３）　旅館業の施設の排水設備は、水流を常に良好にし、雨水及び汚水の排水に支障がないようにしておくこと。	（３）　旅館業の施設の排水設備は、水流を常に良好にし、雨水及び汚水の排水に支障がないようにしておくこと。
（４）　旅館業の施設内は、常に清潔にしておくこと。	（４）　旅館業の施設内は、常に清潔にしておくこと。
（５）　寝具類については、次に掲げる措置を講じること。	（５）　寝具類については、次に掲げる措置を講じること。
ア　布団及び枕は、清潔なシーツ又はカバーで適切に覆うこと。	ア　布団及び枕は、清潔なシーツ又はカバーで適切に覆うこと。
イ　シーツ、布団カバー、枕カバー及び寝間着は、宿泊者ごとに交換し、洗濯すること。	イ　シーツ、布団カバー、枕カバー及び寝間着は、宿泊者ごとに交換し、洗濯すること。
ウ　布団及び枕は、適切に洗濯、管理等を行うこと。	ウ　布団及び枕は、適切に洗濯、管理等を行うこと。
（６）　客室にガス設備を設ける場合は、次に掲げる措置を講じること。	（６）　客室にガス設備を設ける場合は、次に掲げる措置を講じること。
ア　宿泊者の見やすい箇所に、元栓の開閉時刻及びガスの使用方法についての注意書を掲示しておくこと。	ア　宿泊者の見やすい箇所に、元栓の開閉時刻及びガスの使用方法についての注意書を掲示しておくこと。
イ　元栓は、各客室の宿泊者の安全を確かめた後でなければ開放しないこと。	イ　元栓は、各客室の宿泊者の安全を確かめた後でなければ開放しないこと。
（７）　浴室については、次に掲げる措置を講じること。	（７）　浴室については、次に掲げる措置を講じること。

改正後	改正前
ア　浴槽水は、規則で定める水質基準に適合する状態を保つこと。	ア　浴槽水は、規則で定める水質基準に適合する状態を保つこと。
イ　湯栓及び水栓には、清浄な湯水を十分に供給すること。	イ　湯栓及び水栓には、清浄な湯水を十分に供給すること。
ウ　浴槽は、１日に１回以上換水し、清掃すること。ただし、循環ろ過を行っている浴槽で、区長が衛生上支障がないと認めるものは、７日以内に１回以上換水すること。	ウ　浴槽は、１日に１回以上換水し、清掃すること。ただし、循環ろ過を行っている浴槽で、区長が衛生上支障がないと認めるものは、７日以内に１回以上換水すること。
エ　共同浴室にあっては、使用中は、浴槽を湯水で常に満たしておくこと。	エ　共同浴室にあっては、使用中は、浴槽を湯水で常に満たしておくこと。
オ　貯湯槽（宿泊者が入浴し、シャワーを浴び、洗面し、又はこれらに類する用に使用する湯を貯留する槽をいう。以下同じ。）を使用するときは、次に掲げる措置を講じること。	オ　貯湯槽（宿泊者が入浴し、シャワーを浴び、洗面し、又はこれらに類する用に使用する湯を貯留する槽をいう。以下同じ。）を使用するときは、次に掲げる措置を講じること。
（ア）　貯湯槽内部の汚れ等の状況について随時点検し、１年に１回以上清掃及び消毒を行うこと。	（ア）　貯湯槽内部の汚れ等の状況について随時点検し、１年に１回以上清掃及び消毒を行うこと。
（イ）　貯湯槽内の湯を摂氏60度以上に保つこと。ただし、これにより難い場合は、塩素系薬剤により湯の消毒を行うこと。	（イ）　貯湯槽内の湯を摂氏60度以上に保つこと。ただし、これにより難い場合は、塩素系薬剤により湯の消毒を行うこと。
カ　浴槽水を循環利用する設備を使用する場合は、次に掲げる措置を講じること。	カ　浴槽水を循環利用する設備を使用する場合は、次に掲げる措置を講じること。
（ア）　ろ過器は、１週間に１回以上逆洗浄を行い、生物膜その他のろ材に付着した汚れを除去するとともに、内部の消毒を行うこと。	（ア）　ろ過器は、１週間に１回以上逆洗浄を行い、生物膜その他のろ材に付着した汚れを除去するとともに、内部の消毒を行うこと。
（イ）　循環配管は、１週間に１回以上内部の消毒を行うこと。	（イ）　循環配管は、１週間に１回以上内部の消毒を行うこと。
（ウ）　集毛器は、毎日清掃を行うこと。	（ウ）　集毛器は、毎日清掃を行うこと。
（エ）　浴槽水は、塩素系薬剤により消毒を行い、遊離残留塩素濃度が１リットルにつき0.4ミリグラム以上になるように保つこと。ただし、これにより難い場合は、規則で定めるところにより消毒を行うこと。	（エ）　浴槽水は、塩素系薬剤により消毒を行い、遊離残留塩素濃度が１リットルにつき0.4ミリグラム以上になるように保つこと。ただし、これにより難い場合は、規則で定めるところにより消毒を行うこと。
（オ）　浴槽水は、レジオネラ属菌について１年に１回以上水質検査を行うこと。	（オ）　浴槽水は、レジオネラ属菌について１年に１回以上水質検査を行うこと。
キ　オ及びカに規定する措置の実施状況を記録し、３年間保存す	キ　オ及びカに規定する措置の実施状況を記録し、３年間保存す

改正後	改正前
ること。 （８）　洗面所には、清浄な湯水を十分に供給するとともに、石けん、ハンドソープ等を常に使用できるように備えること。 （９）　客室、脱衣室等に、くし、コップその他の用品を備え付ける場合は、清潔なものとし、宿泊者ごとに取り替えること。 (10)　便所については、次に掲げる措置を講じること。 ア　タオルその他これに類するものは、清潔なものとし、宿泊者ごとに取り替えること。 イ　手洗い設備には、消毒液、石けん、ハンドソープ等を常に使用できるように備える等、手洗いに支障が生じないようにすること。 (11)　宿泊者の衛生に必要な措置を適正に行うため、原則として旅館業の施設ごとに管理者を置くこと。この場合においては、営業者自らが管理者となることを妨げない。	ること。 （８）　洗面所には、清浄な湯水を十分に供給するとともに、石けん、ハンドソープ等を常に使用できるように備えること。 （９）　客室、脱衣室等に、くし、コップその他の用品を備え付ける場合は、清潔なものとし、宿泊者ごとに取り替えること。 (10)　便所については、次に掲げる措置を講じること。 ア　タオルその他これに類するものは、清潔なものとし、宿泊者ごとに取り替えること。 イ　手洗い設備には、消毒液、石けん、ハンドソープ等を常に使用できるように備える等、手洗いに支障が生じないようにすること。 (11)　宿泊者の衛生に必要な措置を適正に行うため、原則として旅館業の施設ごとに管理者を置くこと。この場合においては、営業者自らが管理者となることを妨げない。
（宿泊を拒むことができる事由） 第５条　法第５条第４号の条例で定める事由は、宿泊し、又は宿泊しようとする者が他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼすおそれがあるときとする。	（宿泊を拒むことができる事由） 第５条　法第５条第４号の条例で定める事由は、宿泊し、又は宿泊しようとする者が他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼすおそれがあるときとする。
（営業者の遵守事項） 第６条　営業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。 （１）営業者が日本国内に住所を有しない場合は、日本国内に住所を有し、かつ、日本語を用いて適切な対応を行うことができる者を代理人として選任すること。 （２）旅館業の施設には、公衆の見やすい場所にその名称を、玄関帳場を設けない旅館業の施設及び営業時間中に営業従事者が常駐しない旅館業の施設は施設の名称及び緊急連絡先を表示しておくこと。 （３）営業施設においては、宿泊者に対し、騒音の防止のために配慮	

改正後	改正前
すべき事項その他当該営業施設の周辺地域の生活環境への悪影響を防止するために必要な事項について、規則で定めるところにより説明すること。 （４）玄関帳場を設けない旅館業の施設その他の営業時間中に営業従事者が常駐しない旅館業の施設の営業者は、宿泊者からの苦情及び問合わせ（以下「苦情等」という。）に対応するため、必要な体制を整備すること。 （５）旅館業の施設には、営業従事者名簿を備え付け、規則で定める事項を記載しておくこと。 （６）　営業者は旅館業の実施により発生した廃棄物を、自らの責任において適正に処理するとともに、適正処理に必要な事項を宿泊者に周知しなければならない。 （７）　旅館業の施設の周辺地域の住民等から苦情等があった場合には、適切かつ迅速に対応すること。 （８）　前号の規定による対応は、苦情等の内容に応じ、現地に赴いて行うよう努めなければならない。 （９）　第７号の苦情等に対応した場合には、当該苦情等を受けた日並びに当該苦情等及びその対応の内容を記録し、その記録の日から当該記録を３年間保存しなければならない。 （旅館業を営もうとする者の事前周知） 第７条　旅館業を営もうとする者は、旅館業を営もうとする施設ごとに、法第３条第１項の申請をしようとする日の14日前までに、当該施設の周辺地域の住民（当該施設を構成する建築物に居住する者を含む。）その他の規則で定める者に対し、書面により通知しなければならない。 ２　旅館業を営もうとする者は、周辺地域の住民から求めがあった場合には、説明会を開催しなければならない。 ３　旅館業を営もうとする者は、旅館業を営もうとする住宅の住所地	

改正後	改正前
が属する町会等の求めがあった場合には、当該町会等の関係者への説明会を開催しなければならない。 ４　旅館業を営もうとする者は、法第３条第１項の申請の際に、第１項の規定による通知を行った旨を規則で定めるところにより区長に報告しなければならない。	
（旅館・ホテル営業の施設の構造設備の基準） 第８条　旅館業法施行令（昭和32年政令第152号。以下「政令」という。）第１条第１項第８号の条例で定める構造設備の基準は、次のとおりとする。	（旅館・ホテル営業の施設の構造設備の基準） 第６条　旅館業法施行令（昭和32年政令第152号。以下「政令」という。）第１条第１項第８号の条例で定める構造設備の基準は、次のとおりとする。
（１）宿泊者の利用しやすい位置に、宿泊しようとする者との面接に適する広さを有する玄関帳場その他宿泊者の確認を適切に行うための設備として、規則で定める基準に適合するものを有すること。	
（２）　客室は、次に掲げる基準によること。	（１）　客室は、次に掲げる基準によること。
ア　客室と他の客室、廊下等との境界は、壁その他これに類する物を用いて区画すること。	
イ　１客室の規則で定める構造部分の合計床面積は、政令第１条第１項第１号に規定する面積以上であること。	ア　１客室の規則で定める構造部分の合計床面積は、政令第１条第１項第１号に規定する面積以上であること。
ウ　寝台を置かない客室にあっては、寝具を収納するための押し入れその他保管室の収納設備を設けること。	
エ　宿泊者が就寝に使用する部分の面積は、宿泊者１人当たり３．３平方メートル以上であること。	
オ　収容定員に応じて十分な広さを有し、清掃が容易に行える構造であること。	イ　収容定員に応じて十分な広さを有し、清掃が容易に行える構造であること。
カ　睡眠、休憩等の用に供する部屋は、採光が十分に得られる規則で定める面積以上の広さの窓を有すること。	ウ　睡眠、休憩等の用に供する部屋は、窓からの採光が十分に得られる構造であること。
（３）　宿泊者を宿泊させるために十分な数量の寝具を有すること。	（２）　宿泊者を宿泊させるために十分な数量の寝具類を有すること。
（４）階層式寝台を設ける場合は、２層とし、階層式寝台の上段と下	

改正後	改正前
段の間隔は、おおむね１メートル以上であること。 （５）　入浴設備は、次に掲げる基準によること。 ア　共同用の浴室又はシャワー室を設ける場合は、十分な広さの脱衣室を付設すること。 イ　浴槽水を循環利用する設備を使用する場合は、次に掲げる構造設備の基準によること。 （ア）　ろ過器を使用する場合は、十分なろ過能力を有するものとし、ろ過器の上流に集毛器を設置すること。 （イ）　ろ過器のろ材は、十分な逆洗浄が行えるものであること。ただし、これにより難い場合は、ろ材の交換が適切に行える構造であること。 （ウ）　循環させた浴槽水を、打たせ湯、シャワーその他これらに類する用に再利用しない構造であること。 （エ）　浴槽からあふれた湯水を再利用しない構造であること。 （オ）　入浴者の浴槽水の誤飲、飛まつの吸引等による事故を防止するための措置が講じられた構造であること。 （カ）　循環水取入口は、入浴者の吸引事故を防止するための措置が講じられた構造であること。 ウ　気泡発生装置、ジェット噴射装置その他の微小な水粒を発生させる設備を設ける場合は、点検、清掃及び排水を行うことができる構造であること。 エ サウナ室を設ける場合は、次に掲げる基準によること。 （ア）出入口が緊急時の開閉に支障をきたさない構造であること。 （イ）室内を容易に見通すことができる窓を適当な位置に設けること。 （ウ）事故が発生したときその他の緊急時における迅速な対応を可能とする設備をサウナ室内に備えていること。 オ　入浴設備（脱衣室及びサウナ室を含む。）は、その内部を当該	（３）　浴室は、次に掲げる基準によること。 ア　共同用の浴室又はシャワー室を設ける場合は、十分な広さの脱衣室を付設すること。 イ　浴槽水を循環利用する設備を使用する場合は、次に掲げる構造設備の基準によること。 （ア）　ろ過器を使用する場合は、十分なろ過能力を有するものとし、ろ過器の上流に集毛器を設置すること。 （イ）　ろ過器のろ材は、十分な逆洗浄が行えるものであること。ただし、これにより難い場合は、ろ材の交換が適切に行える構造であること。 （ウ）　循環させた浴槽水を、打たせ湯、シャワーその他これらに類する用に再利用しない構造であること。 （エ）　浴槽からあふれた湯水を再利用しない構造であること。 （オ）　入浴者の浴槽水の誤飲、飛まつの吸引等による事故を防止するための措置が講じられた構造であること。 （カ）　循環水取入口は、入浴者の吸引事故を防止するための措置が講じられた構造であること。 ウ　気泡発生装置、ジェット噴射装置その他の微小な水粒を発生させる設備を設ける場合は、点検、清掃及び排水を行うことができる構造であること。

改正後	改正前
浴室の外から見通すことを遮ることができる構造であること又は遮ることができる設備が客室側に設けられていること。	
カ　屋外の浴場（脱衣場及びサウナ室を含む。）は、その内部を当該浴場の外から見通すことを遮ることができる構造であること。	
（6）　客室にガス設備を設ける場合は、次に掲げる基準によること。	（4）　客室にガス設備を設ける場合は、次に掲げる基準によること。
ア　専用の元栓を有すること。	ア　専用の元栓を有すること。
イ　ガス管は、耐食性を有し、ガスの供給が容易に中断されないものであり、かつ、容易に取り外すことができないように接続されていること。	イ　ガス管は、耐食性を有し、ガスの供給が容易に中断されないものであり、かつ、容易に取り外すことができないように接続されていること。
（7）　便所は、次に掲げる基準によること。	（5）　便所は、次に掲げる基準によること。
ア　防虫及び防臭の設備並びに手洗い設備を有すること。	ア　防虫及び防臭の設備並びに手洗い設備を有すること。
イ　宿泊者等の利用しやすい位置に設けること。	イ　宿泊者等の利用しやすい位置に設けること。
ウ　客室内に便所を設ける場合は、規則で定める数の便器を設置すること。	
エ　共同便所を設ける場合は、男子用及び女子用の別に分けて、適当な数を備え付けること。	ウ　共同便所を設ける場合は、男子用及び女子用の別に分けて、適当な数を備え付けること。
オ　便所を付設していない客室を有する階には、共同便所を設けること。	エ　便所を付設していない客室を有する階には、共同便所を設けること。
（8）　共同洗面所を設ける場合は、その洗面設備の給水栓は、宿泊者の需要を満たすことができる数を有すること。	（6）　共同洗面所を設ける場合は、その洗面設備の給水栓は、宿泊者の需要を満たすことができる数を有すること。
（9）　旅館業の施設が存する建築物に住戸が存する場合は、規則に定める基準によること。	
（10）その他、施設の構造設備は関係法令に適合していること。	
（簡易宿所営業の施設の構造設備の基準）	（簡易宿所営業の施設の構造設備の基準）
第9条　政令第１条第２項第７号の条例で定める構造設備の基準は、次のとおりとする。	第7条　政令第１条第２項第７号の条例で定める構造設備の基準は、次のとおりとする。
（１）　政令第１条第１項第２号に掲げる宿泊しようとする者との面	（１）　政令第１条第１項第２号に掲げる宿泊しようとする者との面

改正後	改正前
接に適する玄関帳場その他当該者の確認を適切に行うための設備として旅館業法施行規則（昭和23年厚生省令第28号。以下「省令」という。）で定める基準に適合するものを有すること。	接に適する玄関帳場その他当該者の確認を適切に行うための設備として旅館業法施行規則（昭和23年厚生省令第28号。以下「省令」という。）で定める基準に適合するものを有すること。
（２）　客室の規則で定める構造部分の合計延べ床面積は、政令第１条第２項第１号に規定する面積以上であること。	（２）　客室の規則で定める構造部分の合計延べ床面積は、政令第１条第２項第１号に規定する面積以上であること。
（３）　客室は、収容定員に応じて十分な広さを有すること。	（３）　客室は、収容定員に応じて十分な広さを有すること。
（４）　多数人で共用しない客室を設ける場合には、その客室の延べ床面積は、総客室の延べ床面積の２分の１未満とすること。	（４）　多数人で共用しない客室を設ける場合には、その客室の延べ床面積は、総客室の延べ床面積の２分の１未満とすること。
２　前条（第２号イからオを除く。）の規定は、簡易宿所営業の施設について準用する。	２　前条（第１号ア及びイを除く。）の規定は、簡易宿所営業の施設について準用する。
（下宿営業の施設の構造設備の基準）	（下宿営業の施設の構造設備の基準）
第10条　政令第１条第３項第５号の条例で定める構造設備の基準は、客室が収容定員に応じた十分な広さであることとする。	第８条　政令第１条第３項第５号の条例で定める構造設備の基準は、客室が収容定員に応じた十分な広さであることとする。
２　第８条第２号エ及びカ、第５号から第８号まで及び前条第１項第３号の規定は、下宿営業の施設について準用する。	２　第６条第１号ウ、第３号から第６号まで及び前条第１項第３号の規定は、下宿営業の施設について準用する。
（構造設備基準の適用除外）	（構造設備基準の適用除外）
第11条　省令第５条第１項の施設について、その構造設備が第８条及び第９条の基準による必要がない場合又はこれらの基準により難く、かつ、区長が公衆衛生上支障がないと認める場合は、次の各号に掲げる旅館業の施設について、当該各号に定める基準を適用しないことができる。	第９条　省令第５条第１項の施設について、その構造設備が第６条及び第７条の基準による必要がない場合又はこれらの基準により難く、かつ、区長が公衆衛生上支障がないと認める場合は、次の各号に掲げる旅館業の施設について、当該各号に定める基準を適用しないことができる。
（１）　旅館・ホテル営業の施設　第８条第３号、第５号ア及び第７号の基準	（１）　旅館・ホテル営業の施設　第６条第２号、第３号ア及び第５号の基準
（２）　簡易宿所営業の施設　第９条第１項第４号並びに同条第２項において準用する第８条第３号、第５号ア及び第７号の基準	（２）　簡易宿所営業の施設　第７条第１項第４号並びに同条第２項において準用する第６条第２号、第３号ア及び第５号の基準
２　前項に定める場合のほか、旅館業の施設について、その構造設備が第８条第７号の基準（第９条第２項及び前条第２項において準用する場合を含む。）による必要がない場合又はこれらの基準により	２　前項に定める場合のほか、旅館業の施設について、その構造設備が第６条第５号の基準（第７条第２項及び前条第２項において準用する場合を含む。）による必要がない場合又はこれらの基準により

改正後	改正前
難く、かつ、区長が公衆衛生上支障がないと認める場合は、これらの基準によらないことができる。 （委任） 第12条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。 附　則 1　この条例は、平成24年４月１日（以下「施行日」という。）から施行する。 2　施行日において現に法第３条第１項の許可（以下「許可」という。）を受けている旅館業の施設（以下「既存営業施設」という。）又は施行日において現に許可の申請がなされている旅館業の施設（以下「申請中の営業施設」という。）の照明設備については、第４条第２号の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、既存営業施設にあっては施行日後に、申請中の営業施設にあっては当該申請に対する許可の日後に旅館業の施設を増築し、若しくは改築し、又はその大規模な修繕若しくは模様替えをする場合は、この限りでない。 3　既存営業施設又は申請中の営業施設については、温泉（温泉法（昭和23年法律第125号）第２条第１項の温泉をいう。）を貯留する貯湯槽に限り、第４条第７号オの規定を適用する。ただし、既存営業施設にあっては施行日後に、申請中の営業施設にあっては当該申請に対する許可の日後に旅館業の施設を増築し、若しくは改築し、又はその大規模な修繕若しくは模様替えをする場合は、この限りでない。 附　則（平成30年５月22日条例第46号） 1　この条例は、平成30年６月15日（以下「施行日」という。）から施行する。 2　この条例による改正後の第９条第１項第１号及び第５号並びに第10条第２項の規定は、施行日以後に申請される旅館業法（昭和23年法律第138号）第３条第１項の許可に係る簡易宿所営業の施設及び下	難く、かつ、区長が公衆衛生上支障がないと認める場合は、これらの基準によらないことができる。 （委任） 第10条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。 附　則 1　この条例は、平成24年４月１日（以下「施行日」という。）から施行する。 2　施行日において現に法第３条第１項の許可（以下「許可」という。）を受けている旅館業の施設（以下「既存営業施設」という。）又は施行日において現に許可の申請がなされている旅館業の施設（以下「申請中の営業施設」という。）の照明設備については、第４条第２号の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、既存営業施設にあっては施行日後に、申請中の営業施設にあっては当該申請に対する許可の日後に旅館業の施設を増築し、若しくは改築し、又はその大規模な修繕若しくは模様替えをする場合は、この限りでない。 3　既存営業施設又は申請中の営業施設については、温泉（温泉法（昭和23年法律第125号）第２条第１項の温泉をいう。）を貯留する貯湯槽に限り、第４条第７号オの規定を適用する。ただし、既存営業施設にあっては施行日後に、申請中の営業施設にあっては当該申請に対する許可の日後に旅館業の施設を増築し、若しくは改築し、又はその大規模な修繕若しくは模様替えをする場合は、この限りでない。 附　則（平成30年５月22日条例第46号） 1　この条例は、平成30年６月15日（以下「施行日」という。）から施行する。 2　この条例による改正後の第７条第１項第１号及び第５号並びに第８条第２項の規定は、施行日以後に申請される旅館業法（昭和23年法律第138号）第３条第１項の許可に係る簡易宿所営業の施設及び下

改正後	改正前
宿営業の施設について適用し、施行日前に申請された同項の許可に係る簡易宿所営業の施設及び下宿営業の施設については、なお従前の例による。 附　則（令和３年９月30日条例第50号） １　この条例中第１条の規定は公布の日から、第２条及び次項の規定は令和４年１月１日（以下「施行日」という。）から施行する。 ２　第２条の規定による改正後の第８条第５号ウの規定（第９条第２項及び第10条第２項において準用する場合を含む。）は、施行日以後に申請される旅館業法（昭和23年法律第138号）第３条第１項の許可（以下「許可」という。）に係る旅館業の施設について適用し、施行日前に申請された許可に係る旅館業の施設については、なお従前の例による。ただし、施行日において現に許可を受けている旅館業の施設にあっては施行日以後に、施行日において現に許可の申請がなされている旅館業の施設にあっては当該申請に対する許可の日以後に旅館業の施設を増築し、若しくは改築し、又はその大規模な修繕若しくは模様替えをする場合は、この限りでない。 附　則（令和５年９月29日条例第56号） この条例は、規則で定める日から施行する。（令和５年12月規則第121号で、同５年12月13日から施行） 附　則（令和●年●月●日条例第●号） １　この条例は、令和９年４月１日から施行する。 ２　この条例による改正後の第６条の規定は、施行日前に申請された許可に係る旅館業の施設および施行日において現に許可を受けている旅館業の施設にあっては、施行日から３年を経過した日から適用する。	宿営業の施設について適用し、施行日前に申請された同項の許可に係る簡易宿所営業の施設及び下宿営業の施設については、なお従前の例による。 附　則（令和３年９月30日条例第50号） １　この条例中第１条の規定は公布の日から、第２条及び次項の規定は令和４年１月１日（以下「施行日」という。）から施行する。 ２　第２条の規定による改正後の第６条第３号ウの規定（第７条第２項及び第８条第２項において準用する場合を含む。）は、施行日以後に申請される旅館業法（昭和23年法律第138号）第３条第１項の許可（以下「許可」という。）に係る旅館業の施設について適用し、施行日前に申請された許可に係る旅館業の施設については、なお従前の例による。ただし、施行日において現に許可を受けている旅館業の施設にあっては施行日以後に、施行日において現に許可の申請がなされている旅館業の施設にあっては当該申請に対する許可の日以後に旅館業の施設を増築し、若しくは改築し、又はその大規模な修繕若しくは模様替えをする場合は、この限りでない。 附　則（令和５年９月29日条例第56号） この条例は、規則で定める日から施行する。（令和５年12月規則第121号で、同５年12月13日から施行）